

HEART COMMUNICATION



2023
春夏
合併号

所長のひとこと



入梅のみぎり、お変わりなくお過ごしでしょうか。平素は大変お世話になり、誠に有難うございます。また、確定申告時には早期申告にご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、早いもので、本年も間もなく折り返しとなります。私の上半期は、振り返る間もなくあわただしく過ぎてしまいました。

下半期はいよいよインボイス制度が始まります。まだ内容がよくわからないとおっしゃる方も多くおられます。

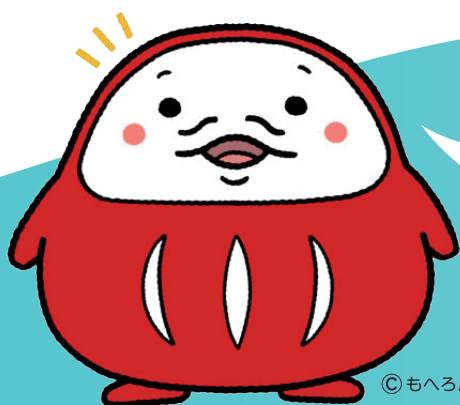
何かございましたら弊社担当までお気軽にお問い合わせくださいませ。

本年の夏も暑くなるようです。お身体をご自愛いただき、益々のご隆盛を祈念申し上げます。

高田直浩

春・夏合併号について

いつも高田総合会計事務所のHEART COMMUNICATIONをご覧いただき、誠にありがとうございます。今回は、HEART COMMUNICATIONリニューアルに伴い春・夏合併号とさせていただきます。お客様には、税法に限らず多くの情報を分かりやすく発信してまいりますので、事務所職員一同今後とも引き続きご愛顧の程よろしくお願いいたします。



©もへろん

こだるまじって？

ある職人さんが丹精込めてつくりあげた「木のだるま」。
ひょんなことから高田総合会計事務所へころがりこみ、たくさんの人をたすけられるようにお会計のことを勉強中！こだるまじいけど、じつはまだ3歳。

PICK UP 01

令和5年度税制改正

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしています。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、国際合意に沿ってグローバル・ミニマム課税を導入することとしています。資産課税では次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築することとしています。このほか、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正なども行われました。

/Check/

01 個人所得課税

NISA制度の抜本的拡充・恒久化
スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設
極めて高い水準の所得に対する負担の適正化
特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し



/Check/

02 資産課税

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

/Check/

03 法人課税

研究開発税制の見直し
企業による先導的人材投資に係る税制措置
オープンイノベーション促進税制の見直し

/Check/

04 消費課税

インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置
自動車重量税のエコカー減税の見直し
承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設

/Check/

05 国際課税

グローバル・ミニマム課税への対応

/Check/

06 納税環境整備

電子帳簿等保存制度の見直し
課税・徴収関係の整備・適正化



令和5年度 税制改正



Check/

02

資産課税 - 相続税・贈与税について -

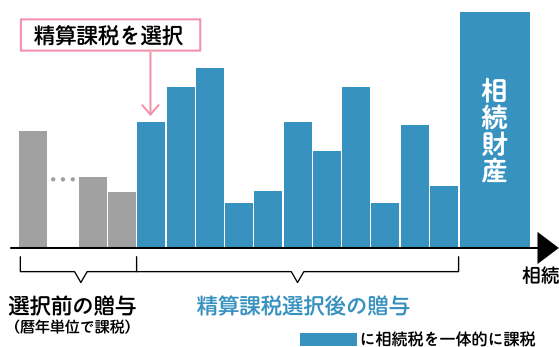
令和5年度税制改正の中から今回は、皆様が一番身近である相続税・贈与税について改正内容を解説していきます。

贈与税と相続税の関係

相続時精算課税

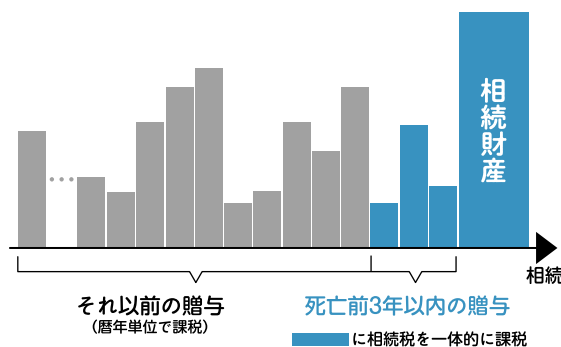
※暦年課税との選択制

改正前



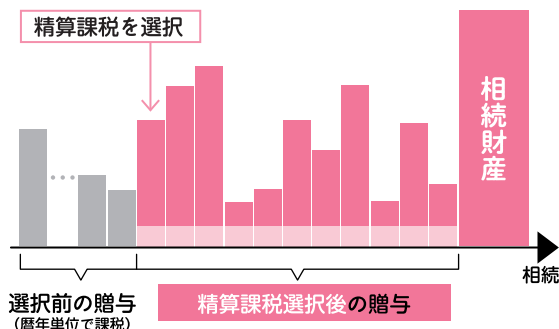
○贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累計贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）。
※暦年課税のような基礎控除は無し。
※財産の評価は贈与時点での時価で固定。
○相続税には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）。

暦年課税

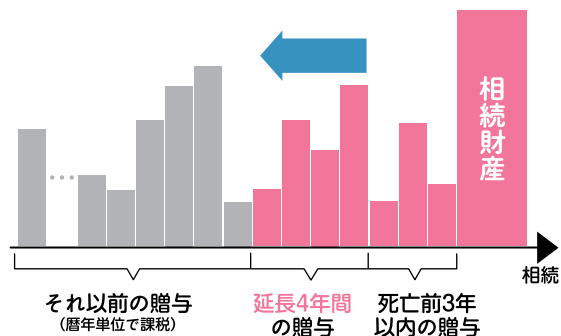


○暦年ごとに贈与税に対し累進税率を適用。基礎控除110万円。
○ただし、相続時には、死亡前3年以内の贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除）。

改正後



・毎年、110万円まで課税しない（暦年課税の基礎控除とは別途措置）
・土地・建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算



・加算期間を7年間に延長
・延長4年間に受けた贈与については総額100万円まで相続財産に加算しない。

※資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築等

- ①相続時精算課税で受けた贈与について、暦年課税の基礎控除とは別に、年110万円の基礎控除を創設
- ②相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合に相続時にその課税価格を再計算する。
- ③暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長する。
- ④延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しない。
（上記見直しは、令和6年1月1日以後に受けた贈与について適用されます。）
- ⑤教育資金の一括贈与の非課税措置を3年延長（令和8年3月31日まで）
- ⑥結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置を2年延長（令和7年3月31日まで）

会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

今回のテーマは
「墓地や墓石の購入と相続税対策」
についてじゃよ！



Q1. 墓地や墓石は、生前に購入した方が相続税対策になる？

A. 生前に墓地や墓石を購入した方が相続対策になります！

生前(相続開始前)に墓地や墓石を購入した方が相続対策になります。墓地や墓石の購入で相続税が課税される現預金が減り、相続税が課税されない墓地や墓石が増えるためです。

Q2. 亡くなった後の購入でも相続対策になる？

A. 亡くなった後に購入した墓地や墓石の費用は 相続税の課税対象となる財産から控除することが出来ません。

被相続人(亡くなったご本人)が亡くなった時点で所有していた一定の財産には相続税が課税されます。ただし墓地や墓石は、祭祀財産という相続税が課税されない「非課税財産」(図参照)となり、相続税は課税されません。一方、亡くなった後に購入した墓地や墓石の費用は「葬式費用」にも該当せず、相続税の課税対象となる財産から控除することが出来ません。

葬式費用になるもの(相続財産から控除可)

- ☒ 病院や自宅から葬儀会場までの回送費
- ☒ 通夜、告別式の費用
葬儀社への支払いの他、当日に通常要する飲食代、車代、お布施なども含まれる
- ☒ 火葬料
- ☒ 通夜のふるまい
式場の料理のみならず、近くのスーパーなどで購入した食事・菓子類も含まれる
- ☒ 相続人からの供花

葬式費用にならないもの(相続財産から控除不可)

- ☒ 墓地・墓石の購入費用
- ☒ 位牌
- ☒ 礼服のレンタル料、着付け代
- ☒ 初七日法要費用
ただし、告別式当日に初七日を行う場合は葬式費用となる
- ☒ 粗供養(香典返し)
会葬御礼として通夜や告別式当日に参列者全員に配るものは葬式費用となる

Q3. 借金をしてまでも、墓地や墓石を購入したほうがいい？

A. 課税される財産から控除できない借金をつくって、課税されない 墓地や墓石を購入することは、相続税対策になりません。

被相続人が所有していた財産から控除できるものとして、先に述べた「葬式費用」のほか「債務」があります。この場合の「債務」とは、被相続人が死亡した時にあった債務で確実に認められるものを指します。ただし、この「債務」に、墓地や墓石の未払代金や借金など、非課税財産に紐づく債務は含まれません。つまり、相続税の計算上、課税される財産から控除できない借金をつくって、課税されない墓地や墓石を購入することは、相続税対策になりません。ご注意ください。

／ほかにも課税対象にならない財産があります／

弊社の担当者までご相談ください！

経営分析

経営分析とは…

会社の現状をさまざまな観点から分析することをいい、個人で例えると「人間ドック」と言えるでしょう。「人間ドック」の結果で、適切な治療や予防を行うことができます。同じように経営上の課題を正しく認識して早期に対策をとることで、効率の良い会社経営を行うことが重要です。

Q “経営分析”で 何がわかるのでしょうか？

経営分析により、「経営上の問題点や疑問点」が明確になります。経営分析の目的は内部分析と外部分析とに2つに分かれます。

内部分析

今後の経営改善を行い、
経営計画書の策定に役立てられる

例：借入額は適正なのか。
あとどれくらい借入が必要なのか。
売上と費用のバランスは適正なのか。
etc…

外部分析

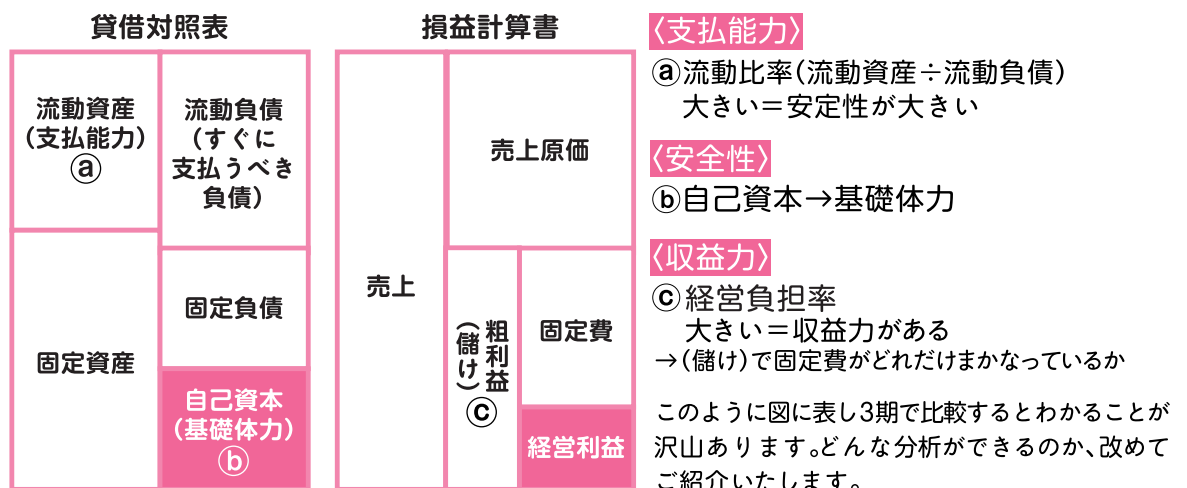
会社外部の人が決算書の数字から
分析を行います

例：財務体質に問題はないか。 etc…
投資家が投資の判断のために分析したり、
金融機関が信用チェックを目的に行います

経営分析のフローチャート

STEP1 財務分析を行う

決算書を用意:財務諸表などの決算書をもとに経営状況を詳しく調べます。貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書など収益性・安全性・生産性・成長性 指標を活用して分析します。
決算書など専門用語で分かりにくい場合はそれぞれを図解にするとわかりやすくなります。



STEP2 財務分析を活用する

- 同業他社との比較で自社の経営状況を客観的に評価する。
- 自社の過去の期間との比較で企業活動の成果を確認する。

STEP3 自社に必要な応用項目を分析する

- 平均と比較できる財務諸表を活用することで自社がどの立ち位置にいるかを確認する客観的な数字で比較することで競合他社との違いを認識し、改善すべき点と伸ばす点を決める。 etc

